

○豊中市いじめ防止等対策審議会規則

平成28年3月29日

教育委員会規則第3号

改正 令和4年6月21日教育委員会規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成28年豊中市条例第19号）第2条第3項の規定に基づき、豊中市いじめ防止等対策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員6人以内で組織する。

(組織)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 臨床心理士
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 教育委員会は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、豊中市教育委員会事務局児童生徒課において処理する。

(細目)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に招集される審議会並びに会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他の会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、豊中市教育長が行う。

附 則（令和4年6月21日教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。